

愛知県及び名古屋市の条例(化学物質関係)の改正 と化学物質の適正管理について

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課
名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

本日お話しする内容

- 1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）について
- 2 化管法改正について
- 3 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係）について
- 4 条例改正について
- 5 化学物質の適正管理（自然災害による有害物質等の漏えい事故への対応について）

1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）について

目的：事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること



- 1 **第一種指定化学物質（462物質）**の事業活動に伴う環境への排出量等を国へ届け出ることを義務付ける（**PRTR制度**）
- 2 **第一種指定化学物質（462物質）**及び**第二種指定化学物質（100物質）**の取引時にその性状や取扱いに関する情報を相手方事業者に提供することを義務付ける（**SDS制度**）
- 3 事業者は、法に基づき定められた**化学物質管理指針**に留意して、これらの化学物質の製造、使用その他の**取扱い等に係る管理**を行うとともに、その**管理の状況に関する国民の理解を深める**よう努める

P R T R 制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">● 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告（県、政令市、中核市を經由）● 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表
対象化学物質	第一種指定化学物質
対象事業者	<ul style="list-style-type: none">● 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者● 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者● 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者 又は 特別要件施設を設置している事業者

PRTR届出について

○届出期間

4月1日～6月30日

(6月30日が土日の場合は、次の月曜日まで)

○届出方法

1. インターネット (PRTR届出システム) による

電子届出

2. **紙面**による届出

3. **磁気ディスク** (CD-R等) による届出

○提出先

- ・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内の事業所
→各市の窓口 (p.31参照)
- ・上記以外
→事業所の所在市町村を所管する県民事務所 (p.32参照)

P R T R 電子届出について

○初めて電子届出を行う場合

「**電子情報処理組織使用届出書**」の提出が必要。

○2回目以降の届出

初回届出時に取得したユーザーID及び設定したパスワードでログイン・届出ができます。

<参考>ユーザーIDやパスワードを忘れてしまった場合

電子情報処理組織使用届出書の提出先（次ページ参照）までお問い合わせください。ユーザーIDと初期パスワードの再発行を行います。初期パスワードでログインすると、必ずパスワード変更が求められますので、変更後のパスワードを忘れてしまった場合は、パスワードの初期化を行ってください。

電子情報処理組織使用届出書について

○届出方法

郵送又は持参

下記提出先のうち、環境活動推進課宛ての事業所のものは

「あいち電子申請・届出システム」でも提出できます！

○届出期間 常時

令和4年度から令和6年度の届出に限り、7月20日まで

(ただし、6月20日を過ぎて提出があったものについては、次年度以降の届出のために提出されたものとして受け付けます。)

届出はお早めに！

○提出先

- ・名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内の事業所
→各市の窓口 (p.31参照)
- ・上記以外
→愛知県環境局環境政策部環境活動推進課 (p.32参照)

愛知県の集計結果概要（2020年度結果）

愛知県の全排出量 19,777トン/年

国による推計値（届出外排出量）

10,920トン（55.2%）

乗り物からの排出

2,609トン



自動車
鉄道
船 など

家庭からの排出

2,302トン



合成洗剤
防虫剤
接着剤 など

届出対象外事業所からの排出

6,009トン



届出外対象業種
非対象業種（農業など）

届出の集計値（届出排出量）

8,856トン（44.8%）

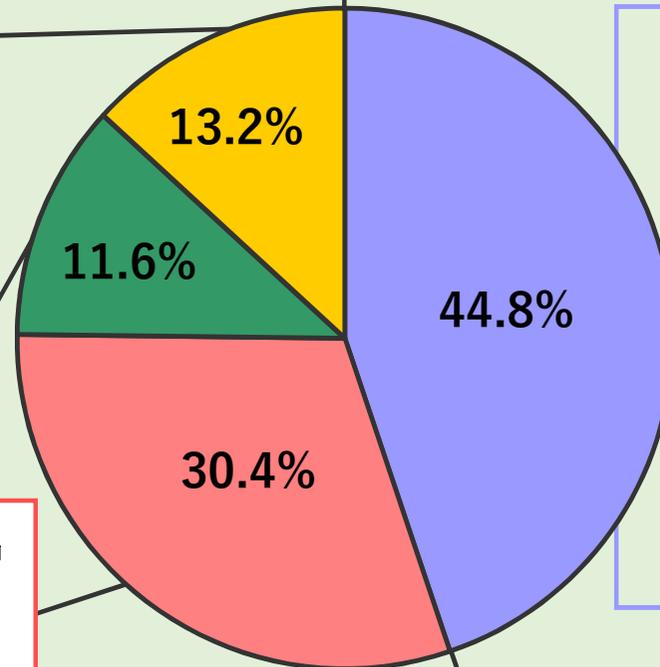
届出事業所からの排出

8,856トン

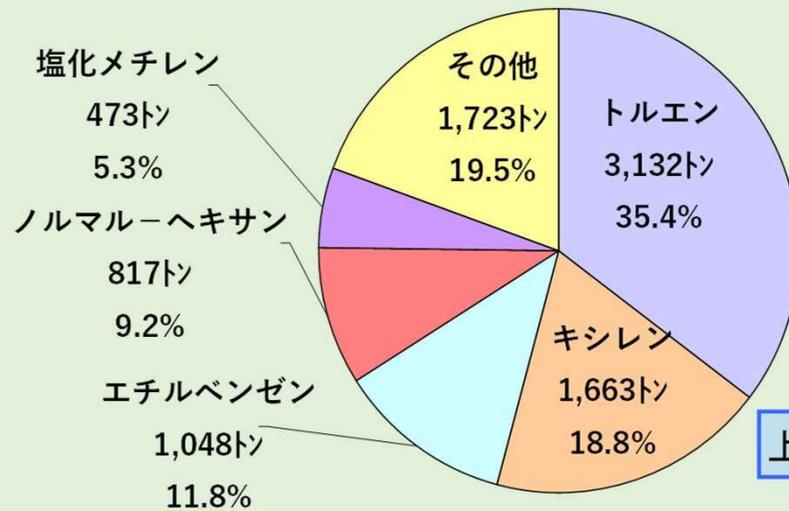


【届出対象事業所】

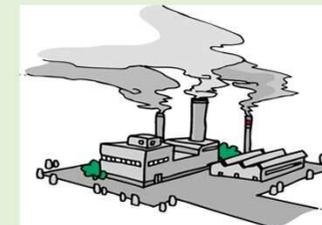
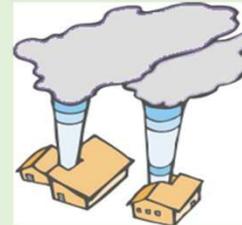
年間取扱量 1 t 以上
従業員数 21人以上
対象業種 製造業など
24業種



届出事業所からの排出



排出量 8,856トン/年



上位5物質は溶剤などとして使用されます。

詳しくは本県Webページ（化学物質とPRTR）を参照してください。

<https://www.pref.aichi.go.jp/aichijinbu/chem/chem/prtr/index.html>

2 化管法改正について

改正の背景

平成11年7月に化管法制定、平成12年3月に施行



化管法附則第3条により、施行後7年を経過した場合に見直すこととされており、平成20年11月に化管法施行令を改正（対象物質の見直し+対象業種の追加（医療業））



規制改革会議に登録されている規制見直し時期（平成30年度）を迎えたことから、産業構造審議会と中央環境審議会では合同で審議会を開催



これまでの答申の内容や化管法を取り巻く種々の情勢の変化を踏まえつつ、化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について検討を行い、取りまとめ

指定化学物質の見直し

< 現行 >

第一種指定化学物質 (462)
特定第一種 (15)
一種→一種 (320)
一種→二種 (56)
一種→除外 (86)

第二種指定化学物質 (100)
二種→二種 (10)
二種→一種 (12)
二種→除外 (78)

< 改正後 >

第一種指定化学物質 (515) ^(注)
特定第一種 (23)
一種→一種 (320)
二種→一種 (12)
追加 (188)

第二種指定化学物質 (134)
二種→二種 (10)
一種→二種 (56)
追加 (68)

(注) 改正後の第一種指定化学物質が520ではなく515物質となるのは、構造が類似する物質等の統合や分離があるためです。

指定化学物質の見直し

管理番号の導入について

今回の政令改正から、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、政令番号（※1）とは異なる**管理番号**（※2）の付与を実施

※1：政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合がある。

※2：化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、指定化学物質に固有の番号となる**管理番号**は原則維持される。

各物質の管理番号表は以下URLからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

指定化学物質の見直し

PRTR届出：不要となる

SDS：必要

① 第一種→第二種となるもの (56物質) ※過去(6年間)に愛知県内でPRTR届出実績のあるもの

管理番号	新政令番号	物質名称	現行政令番号
6	2-001	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	1-006
42	2-006	2-イミダゾリジンチオン	1-042
67	2-011	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	1-067
109	2-020	オルト-クロロトルエン	1-109
155	2-045	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	1-155
189	2-051	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-189
204	2-055	ジフェニルエーテル	1-204
205	2-056	1, 3-ジフェニルグアニジン	1-205
234	2-065	臭素	1-234
235	2-066	臭素酸の水溶性塩	1-235
276	2-069	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名 テトラエチレンペンタミン)	1-276
278	2-070	トリエチレントラミン	1-278
291	2-071	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	1-291
295	2-076	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	1-295
301	2-077	トルエンジアミン	1-301
306	2-078	二アクリル酸ヘキサメチレン	1-306
330	2-083	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド	1-330
334	2-087	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	1-334
352	2-092	フタル酸ジアリル	1-352
353	2-094	フタル酸ジエチル	1-353
359	2-097	ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	1-359
366	2-105	ターシャリーブチル = ヒドロペルオキシド	1-366
368	2-106	4-ターシャリーブチルフェノール	1-368
372	2-109	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-372
414	2-119	無水マレイン酸	1-414
417	2-120	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	1-417
419	2-121	メタクリル酸ブチル	1-419
440	2-129	1-メチル-1-フェニルエチル = ヒドロペルオキシド	1-440
452	2-132	2-メルカプトベンゾチアゾール	1-452

指定化学物質の見直し

PRTR届出：不要となる

SDS：不要となる

② 第一種→除外されるもの（86物質）

※過去に愛知県内でPRTR届出実績のあるもの

管理番号	新政令番号	物質名称	現行政令番号
11		アジ化ナトリウム	1-011
13		アセトニトリル	1-013
16		2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	1-016
24		メタ-アミノフェノール	1-024
38		2, 2'-[イソプロピリデンビス[(2, 6-ジブromo-4, 1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	1-038
51		2-エチルヘキサン酸	1-051
69		2, 3-エポキシプロピルフェニルエーテル	1-069
71		塩化第二鉄	1-071
76		イプシロン-カプロラクタム	1-076
77		カルシウムシアナミド	1-077
102		1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	1-102
129		4-クロロ-3-メチルフェノール	1-129
151		1, 3-ジオキソラン	1-151
165		2, 4-ジクロロトルエン	1-165
202		ジビニルベンゼン	1-202
208		2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール	1-208
220		ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	1-220
226		1, 1-ジメチルヒドラジン	1-226
256		デカン酸	1-256
303		1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	1-303
313		ニトログリセリン	1-313
322		5'-[N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブromo-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	1-322
339		N-ビニル-2-ピロリドン	1-339
416		メタクリル酸2-エチルヘキシル	1-416
418		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1-418
447		メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	1-447
454		2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	1-454
455		モルホリン	1-455

指定化学物質の見直し

③ 届出不要となるものについて、業種ごとの整理

過去に愛知県内でPRTR届出実績のあるもので届出が不要となるもの

(多くの業種に関わるもの)

物質名称	現行政令番号
塩化第二鉄	1-071

用途：下水や排水処理の凝集剤、エッチング剤 など

届出実績のある業種：

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、酒類製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、電気業、下水道業、鉄道業、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業

指定化学物質の見直し

化学工業

過去に愛知県内でPRTR届出実績のあるもので届出が不要となるもの

物質名称	現行政令番号
アクリル酸2-ヒドロキシエチル	1-006
アジ化ナトリウム	1-011
アセトニトリル	1-013
2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	1-016
メタ-アミノフェノール	1-024
2, 2'-{イソプロピリデンビス [(2, 6-ジブromo-4, 1-フェニレン) オキシ]} ジエタノール	1-038
2-エチルヘキサン酸	1-051
2, 3-エポキシ-1-プロパノール	1-067
2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	1-069
塩化第二鉄	1-071
イブシロン-カプロラクタム	1-076
カルシウムシアナミド	1-077
1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	1-102
オルト-クロロトルエン	1-109
4-クロロ-3-メチルフェノール	1-129
2, 4-ジクロロトルエン	1-165
ジビニルベンゼン	1-202
ジフェニルエーテル	1-204
2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール	1-208
1, 1-ジメチルヒドラジン	1-226
臭素	1-234
臭素酸の水溶性塩	1-235

物質名称	現行政令番号
デカン酸	1-256
3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)	1-276
トリエチレンテトラミン	1-278
3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	1-295
トルエンジアミン	1-301
二アクリル酸ヘキサメチレン	1-306
ニトログリセリン	1-313
ビス (1-メチル-1-フェニルエチル) =ペルオキシド	1-330
4-ヒドロキシ安息香酸メチル	1-334
フタル酸ジエチル	1-353
ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	1-366
4-ターシャリーブチルフェノール	1-368
無水マレイン酸	1-414
メタクリル酸2-エチルヘキシル	1-416
メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	1-417
メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1-418
メタクリル酸ブチル	1-419
1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	1-440
メチレンビス (4, 1-シクロヘキシレン) =ジイソシアネート	1-447
モルホリン	1-455

指定化学物質の見直し

過去に愛知県内でPRTR届出実績のあるもので届出が不要となるもの

プラスチック製品製造業

物質名称	現行政令番号
アクリル酸2-ヒドロキシエチル	1-006
アセトニトリル	1-013
2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	1-016
2-エチルヘキサン酸	1-051
イプシロン-カプロラクタム	1-076
2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール	1-208
トリエチレンテトラミン	1-278
1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	1-303
N-ビニル-2-ピロリドン	1-339
フタル酸ジアリル	1-352
4-ターシャリーブチルフェノール	1-368
メタクリル酸ブチル	1-419
2-メルカプトベンゾチアゾール	1-452
モルホリン	1-455

ゴム製品製造業

物質名称	現行政令番号
2-イミダゾリジンチオン	1-042
イプシロン-カプロラクタム	1-076
N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	1-155
N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-189
1, 3-ジフェニルグアニジン	1-205
ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	1-330
N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	1-372
2-メルカプトベンゾチアゾール	1-452
2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	1-454

指定化学物質の見直し

過去に愛知県内でPRTR届出実績のあるもので届出が不要となるもの

輸送用機械器具製造業

物質名称	現行政令番号
塩化第二鉄	1-071
1, 3-ジオキソラン	1-151
ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	1-220
3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)	1-276
1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H)-トリオン	1-291
4-ターシャリーブチルフェノール	1-368

電気機械器具製造業

物質名称	現行政令番号
塩化第二鉄	1-071
トリエチレンテトラミン	1-278
フタル酸ジアリル	1-352
ノルマルーブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	1-359

指定化学物質の見直し

④ 新たにPRTR届出又はSDS提供が必要となる物質

	分類	物質数	PRTR届出	SDS提供
①	第二種→第一種 となるもの	12物質	新たに必要	引き続き必要
②	新たに第一種と なるもの	188物質	新たに必要	新たに必要
③	新たに第二種と なるもの	68物質	不要	新たに必要

具体的な物質は、こちらのページから御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

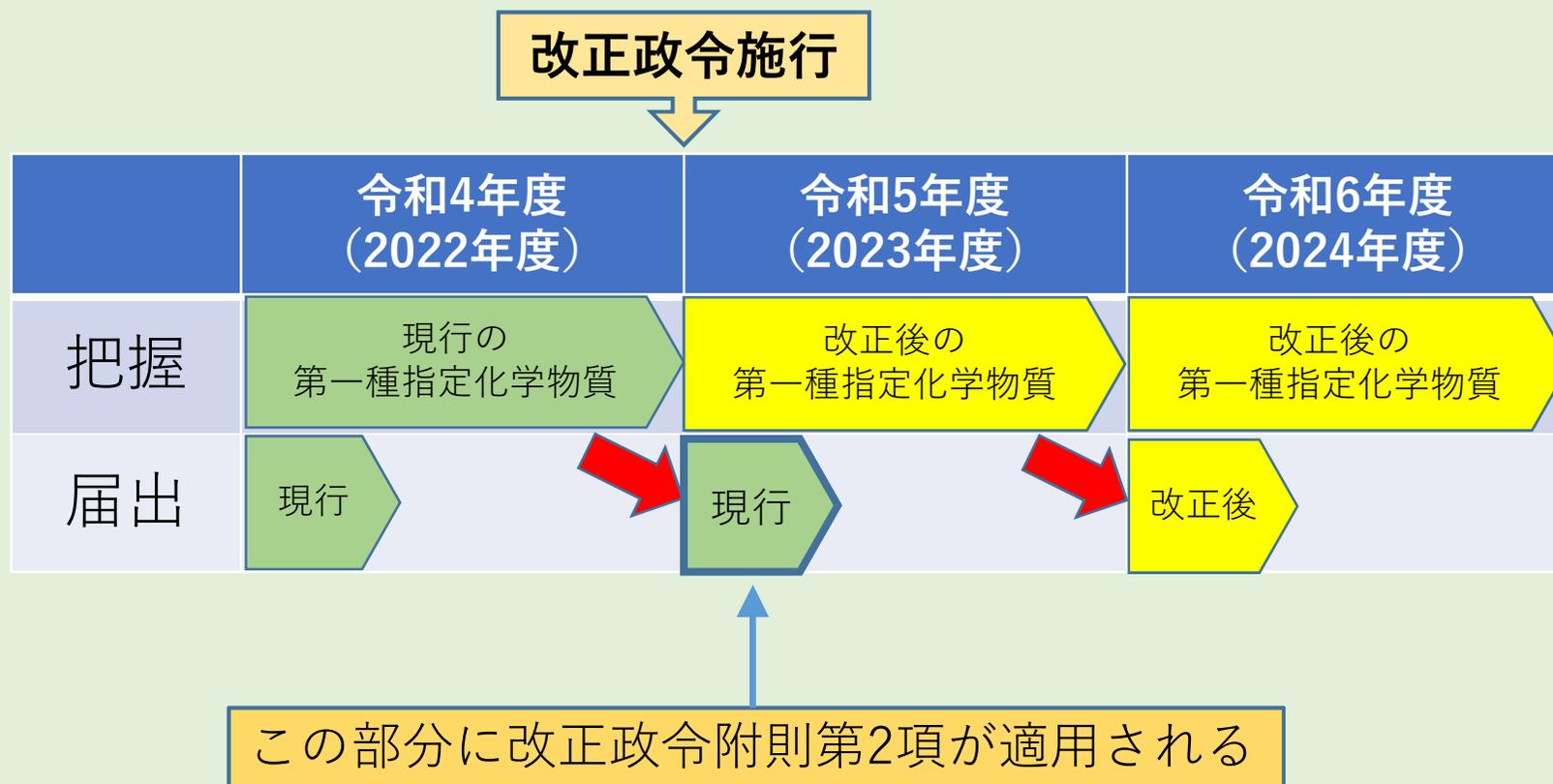
(※) これらの物質については、既存のPRTR届出がないため、県内の事業所での取扱状況が不明。

各事業所の取扱状況について、確認をお願いします。

特に、新たにSDS制度の対象となる②及び③については、サプライチェーンの上流側の事業者の方ほど、早めにご準備をお願いします。

指定化学物質の見直し

- 施行日：令和5年（2023年）4月1日
- 排出量等の把握は令和5年度（2023年度）から
- 届出は令和6年度（2024年度）から（改正政令附則第2項）



施行規則の改正

(1) 特別要件施設において把握すべき事項の追加

(令和4年度把握分を令和5年度届出分から適用)

→ 下水道終末処理施設及び廃棄物焼却処理施設において排出量を把握する第一種指定化学物質に、水銀及びその化合物を追加

(2) 対応化学物質分類名の付与 (令和6年4月1日から適用)

→ 法第6条第1項に基づく請求に関し、新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、第一種指定化学物質の属する分類の名称を付与

(3) 排出量及び移動量の届出様式の変更 (令和6年度届出分から適用)

→ 対象化学物質の管理番号欄等の追加による様式第一の変更

(4) 電子届出の届出期間の延長 (令和4年度届出分から適用)

→ 電子届出のみ届出期限を7月末まで延長する (令和4年度から令和6年度に行われる届出に限る。)

※詳細内容の確認は、こちらのWebページを御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_5.html

3 愛知県及び名古屋市の条例（化学物質関係） の改正について

県民の生活環境の保全等に関する条例

名古屋市を除く愛知県内の全市町村で適用

（豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の各中核市においては、愛知県事務処理特例条例により事務を移譲）

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

名古屋市内で適用

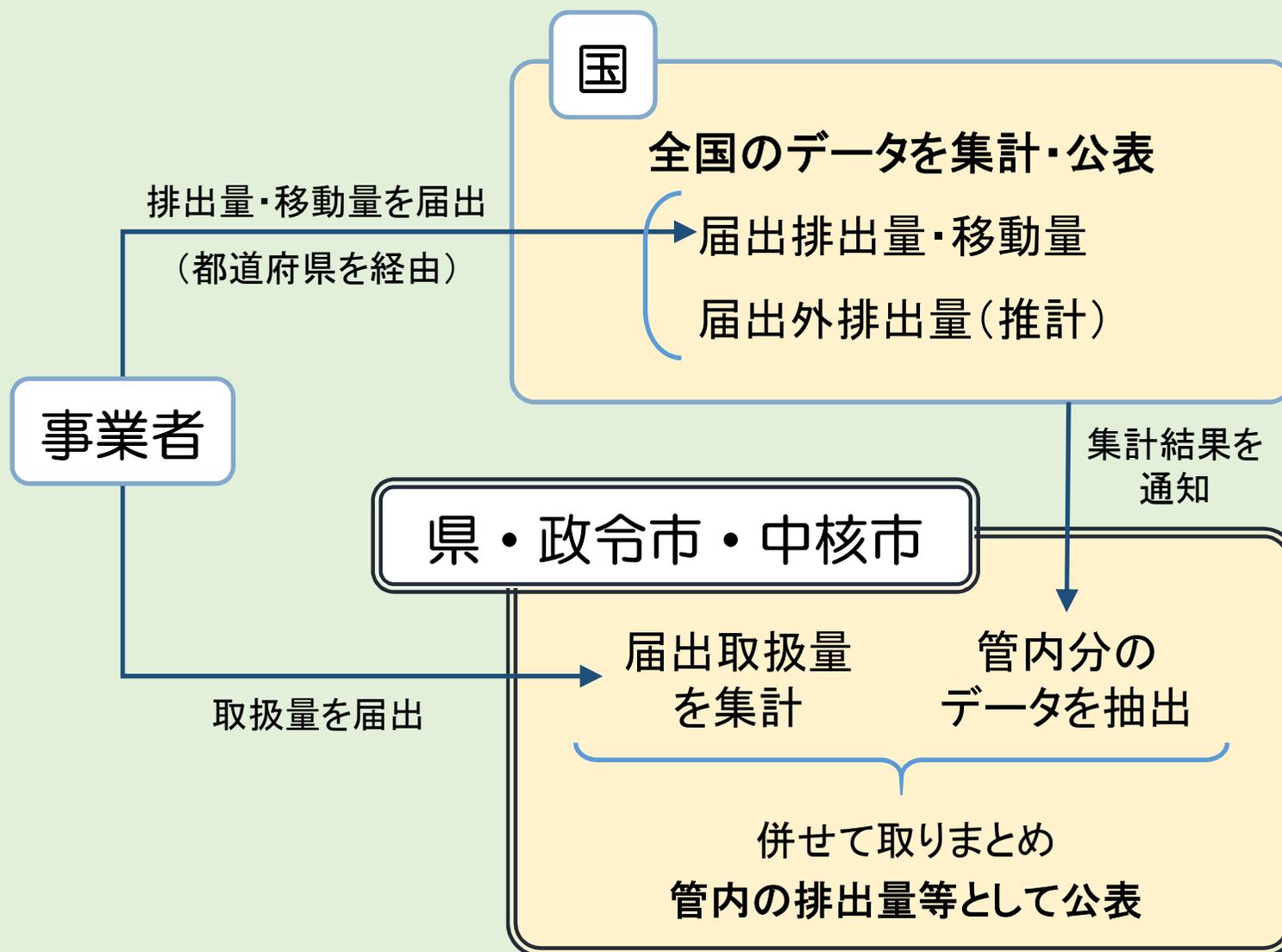
愛知県及び名古屋市条例の概要（化学物質関係）

	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正処理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質）の取扱量の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書（注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 事業所単位 で従業員数21人以上 （20人以下の事業所について、名古屋市条例は努力義務）	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等への内容説明	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	（該当なし）	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

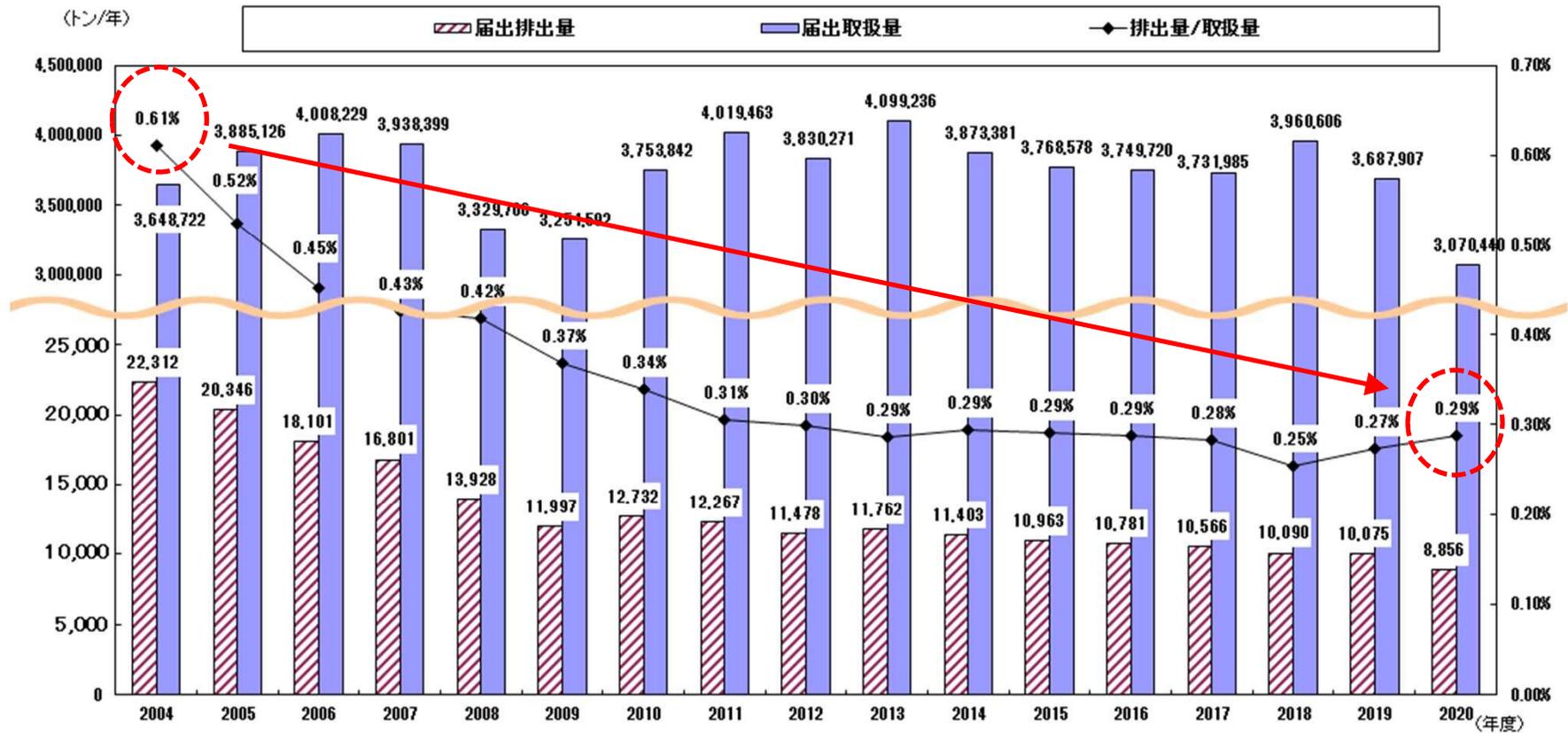
（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（／）で区別しています。

PRTRデータの集計・公表に係る法と条例との関係



愛知県内の届出取扱量に対する 届出排出量の割合の推移



愛知県及び名古屋市条例の概要（化学物質関係）

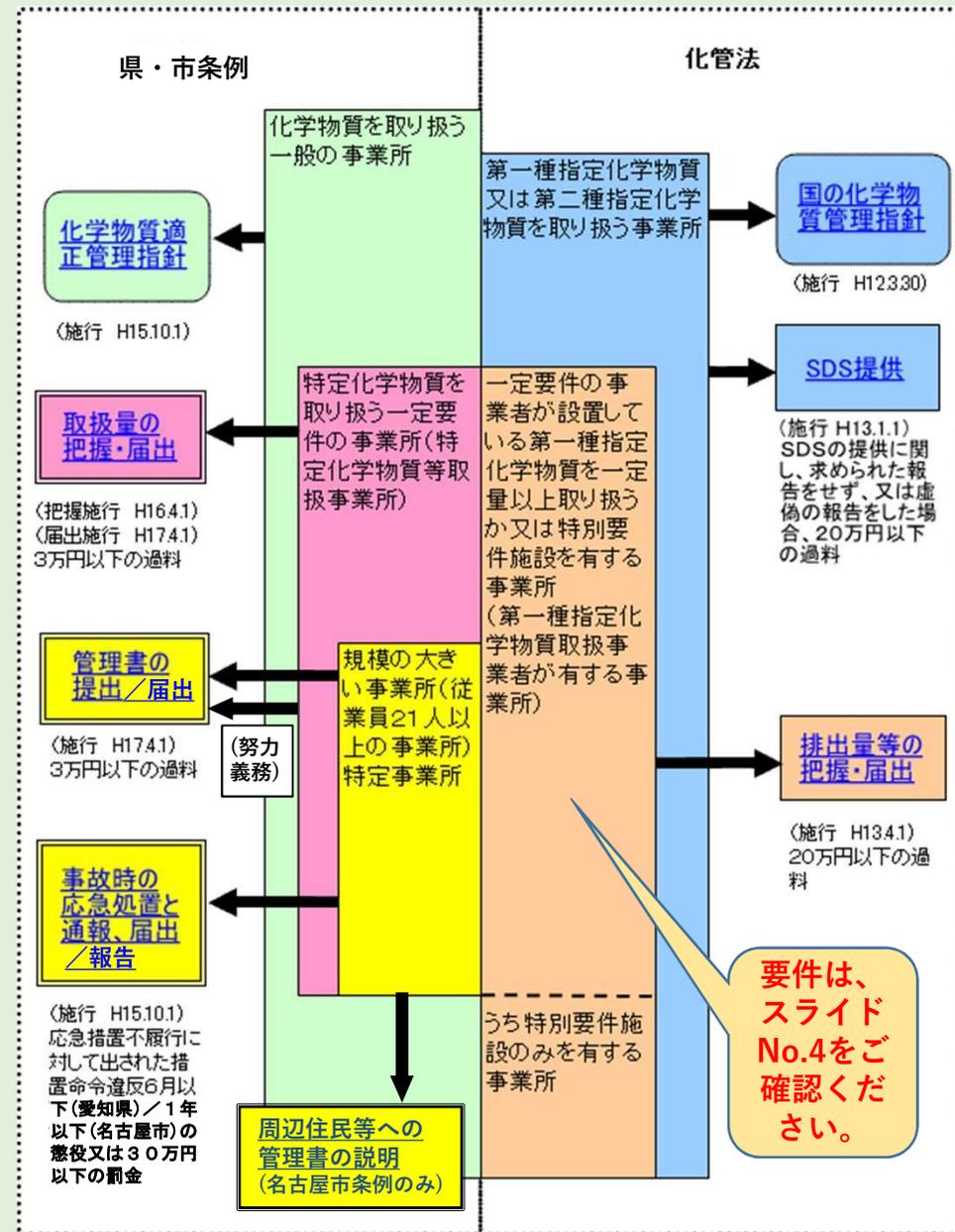
	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正処理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	特定化学物質（＝法の第一種指定化学物質） の 取扱量 の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書（注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、 事業所単位 で従業員数21人以上 （20人以下の事業所について、名古屋市条例は努力義務）	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等への内容説明	②の事業者のうち、 事業所単位 で従業員数21人以上	（該当なし）	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（/）で区別しています。

化管法と条例との関係

- 条例に基づく管理指針は法より広い範囲の事業者（化学物質を取り扱う全ての事業者）に適用
- 法の排出量等の届出対象と条例の取扱量の届出対象は、特別要件施設のみを有する事業所を除いて同じ
- 管理書、事故時の措置等が適用されるのは条例のみで、事業所単位の従業員数でみる



4 条例改正について

県民の生活環境の保全等に関する条例

条例の改正（令和4年3月25日公布）

- ・令和5年度の届出対象物質を法と合わせる特例措置

施行規則の改正（令和4年9月30日公布）

- ・令和6年度以降の取扱量に係る届出様式の改正

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

施行細則の改正（令和4年10月18日公布）

- ・令和5年度の届出対象物質を法と合わせる特例措置
- ・令和6年度以降の取扱量に係る届出様式の改正

特定化学物質等（適正）管理書について

今回の第一種指定化学物質の変更に伴い、条例で定める特定化学物質も変わることから、次の場合、**特定化学物質等（適正）管理書**（以下「管理書」という。）の作成又は変更が令和5年度以降必要になります。

これまで管理書の対象外だったが、今回加わった物質を一定量取り扱っている
➡ **取扱量等の要件に該当した日から6カ月以内に作成し、提出／届出**

既に管理書を作成しているが、今回加わった物質も一定量取り扱っている。

➡ **取扱量等の要件に該当したら速やかに既存の管理書を変更し、提出／届出**

※ 愛知県条例において、既に管理書を提出していて要件を満たさなくなった場合、廃止報告書を提出いただくようお願いしておりますので、窓口にご相談ください。

特定化学物質等（適正）管理書について

管理書の変更については、例えば、以下の物質についても
ご留意ください。（物質名称や管理番号の変更あり）

管理番号	新政令番号	物質名称	旧政令番号	物質名称
595	1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1-060	エチレンジアミン四酢酸
632	1-183	1,2-ジクロロエチレン	1-159	シス-1,2-ジクロロエチレン
			2-024	トランス-1,2-ジクロロエチレン
664	1-274	有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシドを除く。）	1-239	有機スズ化合物
706	1-375	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド	1-239	有機スズ化合物
691	1-342	トリメチルベンゼン	1-296	1,2,4-トリメチルベンゼン
			1-297	1,3,5-トリメチルベンゼン
697	1-353	鉛及びその化合物	1-304	鉛
			1-305	鉛化合物
698	1-356	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	1-310	ニトリロ三酢酸

PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る 届出・お問合せ等窓口

次に掲げる市内の事業所については、各市の所管となります。

- **名古屋市 環境局地域環境対策課** 052-972-2677
<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>
- **豊橋市 環境部環境保全課** 0532-51-2388
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/45126.htm>
- **岡崎市 環境部環境保全課** 0564-23-6194
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1154/p024367.html>
- **一宮市 環境部環境保全課** 0586-45-7185
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046029/1010021/1038831.html>
- **豊田市 環境部環境保全課** 0565-34-6628
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/1004214.html>

PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る 届出・お問合せ等窓口

政令市・中核市以外の市町村内の事業所については、愛知県が所管となります。

- ・愛知県 環境局環境政策部環境活動推進課 052-954-6212

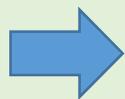
<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/>

- ・東三河総局 環境保全課 0532-35-6112
- ・新城設楽振興事務所 環境保全課 0536-23-2117
- ・尾張県民事務所 環境保全課 052-961-7254/7255
- ・海部県民事務所 環境保全課 0567-24-2131
- ・知多県民事務所 環境保全課 0569-21-8111 (代表)
- ・西三河県民事務所 環境保全課 0564-27-2875/2876
- ・西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 0565-32-7494

5 化学物質の適正管理（自然災害による有害物質等の漏えい事故への対応について）

近年、台風や豪雨に伴う河川の氾らん、浸水被害により、油や有害物質等が流出する重大な事故が多く発生している

- 佐賀県の鉄工所から大量の焼入れ油等が流出（2019年8月）
- 福島県郡山市の複数のメッキ工場からシアン化ナトリウムが流出（2019年10月）
- 大分県の農協倉庫から農薬976品目が流出（2020年7月）



自然災害が発生した場合においても、油や有害物質等の漏えい事故が発生しないよう、未然防止の対策に万全を期してください。

令和元年10月25日付け 愛知県環境局長通知

令和元年11月7日付け 名古屋市環境局長通知

今一度、ご確認をお願いします！

化学物質の流出防止に向けた対策について

① 流出の未然防止

1-①-01 保管棚への落下防止柵、チェーンの取り付け

保管棚に落下防止柵（ステンレスパイプ等）やチェーンを取り付けることにより、18リットル缶（一斗缶）やドラム缶等の容器の落下・転倒を防止する。容器を取り出す際は柵を取り外すなどして、容易に取り出せる構造となっている。



落下防止柵：一斗缶



落下防止柵：ドラム缶



落下防止チェーン

1-①-03 ワイヤーによる固定及び流出防止柵の設置

風雨によりガスボンベ等が流出しないように、ワイヤーでの固定や、流出防止柵の設置を行う。



ワイヤーでの固定



流出防止柵

1-①-04 バンドやラップでの固定

一斗缶をラップで梱包された状態で搬入し、転倒や落下等を防止する。倉庫へ搬入し、ラップを外した後は、バンドで固定する。

粉体薬品の入った袋をラップで梱包することにより、地震時の落下や袋の破損による飛散を防止する。



ラップやバンドでの固定（一斗缶）



ラップでの梱包（粉体薬品袋）

【出典】大阪府、化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例
—明日起きるかもしれない大規模災害に備えて—（2022年2月改訂版）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/jireishu.html>

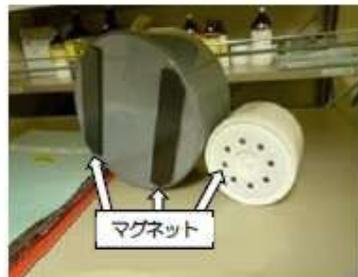
化学物質の流出防止に向けた対策について

1-①-05 試薬瓶等の転倒・衝突・落下対策 ★

試薬瓶やガロン瓶等の小さい容器が複数ある場合は、転倒や容器同士の衝突を避けるために、容器入れの底にマグネットの貼り付け、仕切りのついた入れ物への収納、保護ネットの装着等を行う。

また、容器の落下を防止するために、瓶を保管している棚と壁との固定、棚への落下防止棒の設置、籠での保管等を行う。

小型の機器類の場合、下に耐震ジェルやゴムシート等を敷く。



容器入れの底に貼り付けたマグネット



仕切りのついた入れ物



試薬瓶に装着した保護ネット



棚と壁との固定、籠での保管等

1-①-06 ドラム缶等の容器の多段積みの禁止 ★

廃液を保管しているドラム缶は平積みで保管する。



ドラム缶の平積み保管

1-①-11 可とう性配管の導入 ★

配管の途中に、柔軟に曲げられる可とう性配管（フレキシブル配管）を導入することで、地震の揺れによる破断及び配管からの流出を防止する。



可とう性配管

【出典】大阪府、化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例
—明日起きるかもしれない大規模災害に備えて— (2022年2月改訂版)
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/jireishu.html>

平成30年度化学物質適正管理セミナーの講演資料
災害や事故に備えた化学物質管理について

—地震・水害・火災・漏洩などによる事故事例の紹介とその対策—
環境省事業化学物質アドバイザー 寺沢 弘子 氏

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/01jigyousya/seminor/30nen.html>

管理書の内容について（愛知県条例の化学物質適正管理指針に基づく）

①化学物質の名称、②取扱施設における管理方法、③管理組織、④事故の予防及び事故発生時の措置

< 事故予防対策 >

- ・ 取扱化学物質の危険性の周知
- ・ 取扱施設の保守管理
- ・ 取扱施設の整備及び改良
- ・ 連絡体制の整備
- ・ 避難体制の整備
- ・ 応急措置体制の整備
- ・ 事故対応マニュアルの作成
- ・ 訓練の実施

< 事故発生時の措置 >

- ・ 被災状況の確認及び人命の救助
- ・ 事故発生時の応急措置及び通報
- ・ 周辺住民への連絡
- ・ 流出防止等の措置

管理書における事故への対応についてご確認ください。
また、記載内容を変更（修正・追加）された場合は、管理書変更提出書を所管の事務所等にご提出ください。

詳しくは本県Webページ（化学物質とPRTR）を御確認ください。
https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/jyourei/shishin_kaisetu.html

名古屋市条例にも同様の化学物質適正管理指針がありますので御確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076779.html>

最後に・・・

- **化管法及び条例の改正に伴う届出**
(新規追加物質は令和5年度から把握、令和6年度から届出)
- **管理書の提出/届出及び見直し**
(令和5年度から提出/届出)
- **油や有害物質等の漏えい事故の未然防止対策と
万一の事故発生時の適切な措置**

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課